

外務員等の処分の公表について

<公表の目的>

協会員の役職員及び金融商品仲介業者の外務員による重大な法令等違反行為に対する処分の事案を公表することにより、同様の行為を行えば重い処分が科せられることが周知されるため、協会員の役職員等に同様の行為を思いとどまらせることができ、また、協会員及び金融商品仲介業者において実例を踏まえた対応策を検討することができます。さらに、投資者にとっても同様の行為に対する注意喚起となるなど有益な情報となると考えられます。

これにより、重大な法令等違反行為の再発防止となり、もって、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図ることを目的としています。

<公表対象及び公表期間>

	公表対象	公表期間
1	金融商品取引法第 64 条の 5 の規定に基づき、外務員の登録取消処分を行ったもの	処分日から 5 年間
2	「協会員の従業員に関する規則」第 12 条第 1 項の規定に基づき、不都合行為者の取扱いを決定したもの	処分日から 5 年間
3	金融商品取引法第 64 条の 5 の規定に基づき、外務員の職務停止処分を行ったもの（証券取引等監視委員会が金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき外務員勧告を行ったものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月を超える期間の職務停止処分の場合は処分日から 1 年間 ・1か月以内の期間の職務停止処分の場合は処分日から 6 か月間

<公表内容>

1. 処分内容

- ・外務員の登録取消処分、一級不都合行為者の取扱い、二級不都合行為者の取扱い、外務員の職務停止処分のうち、該当する処分を記載しています。なお、金融商品仲介業者の外務員については一級不都合行為者の取扱い及び二級不都合行為者の取扱いは適用対象外となっています。
- ・外務員の登録取消処分となった場合は、登録取消後 5 年間は外務員の再登録を行うことができません。
- ・不都合行為者の取扱いが決定された場合は、外務員資格、営業責任者資格、内部管理責任者資格が取り消され、会員への採用、特別会員の登録金融機関業務への従事、特定業務会員の特定業務への従事が禁止されます。一級不都合行為者の取扱いの場合は、採用禁止期間が無期限、二級不都合行為者の取扱いの場合は採用禁止期間が 5 年間となります。

- ・外務員の職務停止処分は、2年以下の期間を定めて外務行為を禁止するものです。

2. 法令等違反行為の概要

- ・法令等違反行為の具体的な内容を記載しています。
- ・外務員が欠格事項に該当したことにより登録取消処分となったもの（金商法第64条の5第1項第1号に該当）のうち、以下のイ～へのいずれにも該当しない場合は、法令等違反行為の具体的な内容を記載することに代えて、欠格事項に該当する旨、欠格事項の内容及び適用法令（罰則）を記載しています。
 - イ. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合
 - ロ. 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合
 - ハ. 外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明した場合
- ニ. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業以外の金融関係業務（銀行業、保険業、貸金業、商品先物取引業、その他の金融関係業務）に関連するものである場合
- ホ. 欠格事項の起因となった行為が、経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合（イ、ロ又はニに該当するものを除く）
- ヘ. 上記イからホの他、欠格事項の起因となった行為の概要を公表する必要があると本協会が認める場合

3. 行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称

- ・協会員の役職員又は金融商品仲介業者の外務員が法令等違反行為を行ったときに所属していた協会員又は金融商品仲介業者の名称を記載しています。
- ・以下のa～cのいずれかに該当する場合は、協会員等の名称は公表されないため、「一」と記載しています。
 - a. 上記2. のホに該当する場合で、かつ、協会員又は金融商品仲介業者の業務（金融商品取引業に限らない）に関連する行為ではない場合
 - b. 上記2. のイ～へのいずれにも該当しない場合
 - c. その他、協会員又は金融商品仲介業者の名称を公表することが適当でない場合

4. 発見の端緒

- ・法令等違反行為を発見した端緒として、以下の①～④のうち該当するものを記載しています。

①社内検査等により自社で発見

⇒社内検査、モニタリング、内部通報等により、自社で発見した事案

②外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明

⇒顧客の申し出又は外部（他の協会員、指定紛争解決機関等）からの連絡・情報提供等をきっかけとして、自社で調査したことにより、違反の事実が判明した事案

- ③外部機関（行政当局や自主規制機関等）の検査等で判明
⇒証券取引等監視委員会、財務局、日証協、金融商品取引所、認定金融商品取引業協会、日本銀行、その他外部機関の検査等で判明した事案
- ④その他
⇒行為者の逮捕、行為者本人の申し出、顧客からの訴訟提起・調停申立など、上記1～3に該当しない事案

5. 参考情報

- ・同様事案の再発防止等のために参考となる情報があれば記載しています。該当がない場合は「—」と記載しています。

<お問い合わせ先>

日本証券業協会 規律審査部 (TEL:03-6665-6778)